

入 札 公 告

条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定に基づき、公告する。

令和７年（２０２５年）７月１０日

下関市長 前 田 晋 太 郎

記

- 1 件 名 下関市立歴史博物館くん蒸及び消毒業務
- 2 実施場所 下関市立歴史博物館
（下関市長府川端二丁目２番２７号）
旧下関市立長府博物館
（下関市長府川端一丁目２番５号）
- 3 業務内容 下関市立歴史博物館及び旧下関市立長府博物館における資料の展示・保存環境の保全を目的としたくん蒸及び消毒を行うもの。
詳細は別紙１仕様書のとおり。
- 4 委託期間 令和７年８月１８日から令和７年１２月２６日まで
- 5 入札参加条件
 - （１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。
 - （２）この公告の日から本業務の入札の日までに、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
 - （３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続きの開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続きの申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつその取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。
 - （４）下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿で「庁舎管理業務」が記載されており、「ねずみ・昆虫等防除」に登録していること。
 - （５）文化財虫菌害防除作業主任者資格（公益財団法人文化財虫害研

究所) 及び特定化学物質等作業主任者資格を有する作業員の配置が可能であること。

(6) 下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項第2条第1項の規定に該当しないこと。

(7) 入札参加資格確認申請手続において滞りなく手続きが完了し、入札参加資格を認められていること。

6 申請方法

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書(第1号様式)を下関市立歴史博物館に郵送(書留郵便物に限る。)又は持参し、提出すること。

7 申請書提出期間

(1) 申請書提出期間 令和7年7月23日(水) 17時まで

(2) 提出先 〒752-0979
下関市長府川端二丁目2番27号
下関市立歴史博物館

8 入札参加資格の決定

入札参加資格の審査結果は、令和7年7月25日(金)までにファクシミリにて通知する。承認の通知を受けたものは、入札参加資格があるものとする。

9 質問の方法

(1) 本入札に関する質問はファクシミリによること。

(2) 質問の期限 令和7年7月17日(木) 17時まで

(3) 質問の回答は、後日速やかに質問提出者のみに回答する。

(4) 問合せ先 下関市立歴史博物館
ファクシミリ番号: 083-245-3310

10 入札方法

(1) 入札書(第2号様式)を下記11(2)入札(開札)場所に持参すること。

(2) 入札書には、消費税及び地方消費税相当額を含まない委託料の総額を入札金額とし記載すること。

11 入札(開札)日時等

(1) 入札(開札)日時 令和7年8月1日(金) 11時00分

(2) 入札(開札)場所 下関市立歴史博物館会議室
下関市長府川端二丁目2番27号

電話番号：０８３－２４１－１０８０

12 入札保証金

下関市契約規則による。

ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

13 その他

- (1) 入札参加申請を行った者のうち入札参加資格がないと認められた者は、その通知を受けた日の翌日（休日の場合はその翌日）までに書面を下関市立歴史博物館に持参することにより、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) に対する回答は、説明を求めた者に対し、速やかに回答する。
- (3) 入札に参加する者に必要な資格の無い者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。なお、代理人をして入札させるときは、その委任状（第3号様式）を代理人に持参させなければならない。
- (4) 入札参加者が入札日までに入札参加条件を満たさなくなった時、その者のした入札は無効とする。
- (5) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。
- (6) 入札において、落札者の決定方法は、予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札額（総額）を提出した者とする。
- (7) 入札において、落札となるべき価格の入札をした入札者が2名以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定めることとする。
- (8) 落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなったとき、又は指名停止措置を受けたときは、落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。
- (9) 入札参加資格確認申請に係る費用はすべて申請者の負担とする。
なお、入札参加資格の有無に関わらず、申請書類等は返還しない。
- (10) 入札会場への入場は、1名までとする。
- (11) 次に掲げるいずれかに該当する入札は無効とする。
 - ア 入札保証金の納付がないもの又は入札保証金が不足するもの
 - イ 入札者が明瞭でないもの又は入札価格を判読することができないもの
 - ウ 入札者の記名押印のないもの又は住所の記載のないもの
 - エ 無権代理人又は1人で2人以上の代理をした者がしたもの
- (12) 入札等の契約に関する書類の作成に当たっては、消せるボール

ペンは使用しないこと。